



税関知的財産セミナー開催（神戸会場）

～知的財産侵害物品にかかる差止申立手続の基礎知識～

全国の税関では、1日平均1,700点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めています。水際における知的財産侵害物品の取締りのためには、権利者の皆様からの輸入差止申立てや侵害物品についての情報提供が極めて有効です。

今回のセミナーは、主に、これまで輸入差止申立制度をご利用いただいたことのない権利者の方々を対象に開催いたしますので、皆様、是非ご来場下さい。

日時：平成26年11月4日（火）

14:30～16:30（受付開始14:00～）

場所：神戸税関本関7階大会議室

対象：知的財産権利者、弁護士、弁理士等（定員70名）

参加費無料
〈予約制〉

定員になり次第、
締め切ります。

プログラム

第1部 14:35～ 税関説明会

- 税関における知的財産侵害物品取締りの有効性及び権利者の協力の重要性
- 輸入差止申立て手続及び認定手続に係る基礎知識

第2部 15:30～ 講演会

「日本国税関による知的財産侵害物品の水際差止活用事例」

株式会社ディンギー商品部品質保証課

課長 小田 和也 様

特許業務法人 有古特許事務所

弁理士 山本 岳美 様

「フェリシモの進めるブランド保護 –水際差止の重要性と実務–」

株式会社フェリシモ法務知財部知財グループ

グループリーダー 石居 天平 様

【相談コーナー】 16:30～ 会場に相談コーナーを設け、皆様のご質問にお答えします。

《参加お申込み方法》

申込フォームにご入力の上、下記のメールアドレスあて送信して下さい。【締切日：10月30日（木）】

[申込フォーム](#)
はこちら

参加申込専用メールアドレス
kobe-g-kanri@customs.go.jp

※ 本メールアドレスは申込専用です。お問合せはお電話にてお願いいたします。

※ 申込受付後、確認メールを送信いたします。なお、定員になりましたらその旨お知らせいたします。（確認メールが届かない場合は、申し訳ございませんが、下記のお問合せ先までご連絡ください。）

《お問合せ先》 神戸税関業務部管理課 TEL：078-333-3080

神戸税関本関

JR「三宮駅」下車、南へ徒歩約 15 分



所在地:神戸市中央区新港町 12-1

※ ご来場の際は、公共の交通機関をご利用ください。



神戸税関

「税関知的財産セミナー」って??



税関の知財取締制度を分かりやすくご説明します！

- ・税関手続(差止申立て手続、認定手続)とはどのようなものなのか
- ・制度改正によっていかに利用しやすくなったのか
- ・差止申立てをするとどのような効果があるのか
- ・権利者や代理人は何をすれば良いのか、何ができるようになるのか など



このような方の参加をお待ちしています！

- ・海外から流入する知的財産侵害物品にお困りの方
- ・企業の法務・知的財産担当部署に新たに配属された方
- ・知的財産をお持ちの権利者の方で、税関の取締りに興味をお持ちの方
- ・過去に差止申立て制度を利用しようとして不便を感じた方
- ・税関分野における代理業務をお考えの弁理士や弁護士の方 など



権利者や代理人の方に講演をお願いしています！

実際に差止申立てを行っている権利者や代理人の方から、制度を利用した体験談や知的財産侵害物品対策などをご紹介します。

税関マスコットキャラクター

「カスタム君」



皆様の参加をお待ちしています！